

8－3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成23年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に對する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支 店 等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ △ 1	kℓ 1, 817	kℓ 11, 997	kℓ 3, 560	kℓ 513	kℓ 25, 212	kℓ 20, 493	kℓ 2, 111	kℓ 21, 007
合 成 清 酒	－	－	X	X	X	975	906	78	906
連続式蒸留しょうちゅう	－	－	X	X	X	11, 836	7, 036	856	7, 038
単式蒸留しょうちゅう	－	－	131	52	19	11, 065	9, 099	1, 479	9, 118
み り ん	－	－	X	X	－	2, 520	2, 114	183	2, 114
ビ ー ル	－	11, 063	20	102	84	154, 044	70, 207	4, 578	70, 290
果 実 酒	－	－	58	24	15	3, 832	3, 678	1, 397	3, 693
甘 味 果 実 酒	－	－	2	3	1	111	154	51	155
ウ イ ス キ ー	－	－	X	X	X	2, 849	1, 616	266	1, 616
ブ ラ ン デ ー	－	－	－	－	－	252	186	46	186
発 泡 酒	－	8, 719	1	7	15	49, 943	24, 355	1, 573	24, 371
原料用アルコール・スピリッツ	－	464	1	－	0	11, 510	4, 829	573	4, 829
リ キ ュ ー ル	－	3, 209	323	48	21	77, 632	37, 350	3, 176	37, 374
そ の 他 の 醸 造 酒	}	7, 849	－	－	3	36, 181	17, 070	995	17, 073
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	△ 1	33, 122	12, 669	4, 002	677	387, 967	199, 090	17, 362	199, 766

調査期間等：平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に販売された酒類について、酒類製造者又は酒類販売業者から提出された「移出数量明細書」又は「酒類の販売数量等報告書」に基づき作成したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平 成 18 年 度	25,456	1,204	16,133	86,887	83,895	213,572
平 成 19 年 度	24,278	1,113	16,580	84,834	85,667	212,470
平 成 20 年 度	23,411	914	16,706	79,336	89,914	210,286
平 成 21 年 度	22,299	978	16,492	73,497	88,968	202,234
平 成 22 年 度	21,007	906	16,156	70,290	91,411	199,766

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 「しょうちゅう」の販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計である。

(3) 税務署別酒類販売（消費）数量

税務署名	清 酒	合 成 清 酒	連続式蒸留 しょうちゅう	単式蒸留 しょうちゅう	み り ん	ビ ー ル	果 実 酒	甘味果実酒	ウイスキー	ブランデー	発 泡 酒	原料用アルコール ・スピリッツ	リキュール	そ の 他	合 計	税務署名
富 山	2,797	96	1,169	1,149	298	9,494	657	21	284	22	3,527	749	5,641	2,456	28,360	富 山
高 岡	2,336	65	816	969	209	7,510	363	8	181	17	2,432	514	3,950	1,680	21,050	高 岡
魚 津	1,699	66	722	580	91	6,628	209	9	125	7	1,962	366	2,661	1,213	16,338	魚 津
砺 波	1,040	17	284	302	47	2,557	79	3	47	4	883	199	1,443	672	7,576	砺 波
富 山 県 計	7,872	244	2,991	3,000	645	26,189	1,308	41	637	50	8,804	1,828	13,695	6,021	73,324	富 山 県 計
金 沢	3,621	146	1,213	1,639	455	13,609	946	37	363	37	3,981	866	7,486	2,796	37,195	金 沢
七 尾	1,067	42	334	455	84	2,872	86	4	57	6	1,041	178	1,401	774	8,400	七 尾
小 松	1,456	100	551	698	164	5,122	253	7	97	11	1,708	455	3,166	1,396	15,183	小 松
輪 島	814	14	203	225	29	1,534	99	1	17	3	516	73	600	493	4,620	輪 島
松 任	1,310	28	426	486	115	3,204	242	4	98	8	1,212	295	2,691	1,050	11,170	松 任
石 川 県 計	8,268	330	2,727	3,503	847	26,341	1,626	53	632	65	8,458	1,867	15,344	6,509	76,568	石 川 県 計
福 井	1,703	133	493	967	248	6,494	385	15	141	19	2,596	458	3,298	1,553	18,502	福 井
敦 賀	630	37	215	390	74	2,242	78	3	48	7	946	163	1,206	632	6,672	敦 賀
武 生	1,041	47	233	469	118	3,183	115	7	48	6	1,493	201	1,556	965	9,483	武 生
小 浜	351	40	90	222	58	1,343	50	28	41	31	370	86	557	342	3,610	小 浜
大 野	459	11	90	185	42	1,286	34	4	19	3	569	57	497	384	3,638	大 野
三 国	683	64	199	382	82	3,212	97	4	50	5	1,135	169	1,221	667	7,969	三 国
福 井 県 計	4,867	332	1,320	2,615	622	17,760	759	61	347	71	7,109	1,134	8,335	4,543	49,874	福 井 県 計
総 計	21,007	906	7,038	9,118	2,114	70,290	3,693	155	1,616	186	24,371	4,829	37,374	17,073	199,766	総 計

(注) 1 この表は、「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を税務署別に示したものである。
2 「その他」欄は、その他の醸造酒、粉末酒及び雑酒の合計を示したものである。

8－4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒 類 の 種 類		前年度末 免許場数	新 免許場数	規 取消場数	免 許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のための 免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数	
						6 kℓ未満	6 kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計 (A)	者			者	
清 酒		109	3	1	3	14	4	42	6	5	8	4	2	1	-	-	22	108	5	107	内 5	107	
合 成 清 酒		3	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	3	-	-	内 -	3	
連続式蒸留しょうちゅう		3	-	-	-	-	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	3	-	1	内 -	3	
単式蒸留しょうちゅう		10	1	-	1	2	-	5	-	1	-	-	-	-	-	-	2	10	2	2	内 2	10	
み り ん		2	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	内 -	2	
ビ ー ル		14	2	1	1	2	-	6	1	-	-	-	-	-	-	-	5	14	5	6	内 4	14	
果 実 酒		12	2	-	3	1	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	7	11	3	5	内 3	11	
甘 味 果 実 酒		10	1	-	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6	9	2	-	内 2	9	
ウ イ ス キ ー		2	1	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2	1	-	内 1	2	
ブ ラ ン デ ー		1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	1	-	内 1	1	
原 料 用 アル コ ー ル		3	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	2	3	-	-	内 -	3	
発 泡 酒		110	1	7	2	3	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	97	102	1	3	内 1	101	
そ の 他 の 醸 造 酒		117	1	7	2	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	100	109	2	8	内 2	108	
ス ビ リ ッ ツ		116	-	6	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	106	107	2	-	内 1	104	
リ キ ュ ー ル		118	1	6	2	14	2	8	-	2	-	-	-	-	-	-	85	111	3	5	内 2	108	
粉 末 酒		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内 -	-	
雑 酒		117	-	6	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	108	109	1	-	内 1	108	
合 計		747	14	34	23	50	8	70	7	8	9	4	2	1	-	-	545	704	28	137	内 25	694	
各酒類を 通じたもの	平 成 20 年 度					24	7	58	8	5	9	4	2	1	-	1	21	140	6		内 6	140	
	平 成 21 年 度					25	9	54	5	8	9	4	2	1	-	1	21	139	6		内 6	135	
	平 成 22 年 度					25	5	52	6	8	10	3	2	1	-	-	25	137	6		内 6	134	

調査対象等：平成23年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成22年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の 便宜の ための もの	輸出の ための もの	その他のもの		計	う ち 実蔵置場数
	自 己 の 製造した 酒 類 の び ん 詰	共同の び ん 詰 場			設 置 可 を受け たもの	設 置 許可を 受けな いもの		
清 酒	場 1	場 -	場 6	場 9	場 5	場 -	場 21	場 21
合 成 清 酒	-	-	-	8	-	-	8	-
連続式蒸留しょうちゅう	-	-	-	8	-	-	8	-
単式蒸留しょうちゅう	-	-	2	8	2	-	12	1
み り ん	-	-	1	8	-	-	9	-
ビ ー ル	-	-	-	8	-	-	8	-
果 実 酒	-	-	1	8	-	-	9	-
甘 味 果 実 酒	-	-	1	8	-	-	9	-
ウ イ ス キ ー	-	-	-	8	-	-	8	-
ブ ラ ン デ ー	-	-	-	8	-	-	8	-
原 料 コ ー 用 ル	-	-	-	8	-	-	8	-
発 泡 酒	1	-	4	9	2	-	16	-
そ の 他 の 醸 造 酒	1	-	5	9	2	-	17	-
ス ピ リ ッ ツ	1	-	4	9	3	-	17	-
リ キ ュ ー ル	1	-	5	9	2	-	17	-
粉 末 酒	-	-	-	8	1	-	9	-
雑 酒	1	-	4	9	1	-	15	-
合 計	6	-	33	142	18	-	199	22
う ち 実 蔵 置 場 数	1	-	6	9	6	-	22	

調査対象等： 酒税法第28条第 6 項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点： 平成23年3月31日

用語の説明： 1 「酵母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これらにこうじを混和したものをいう。
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こし又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数	
製 造 場 数	基 数
1	1

酒母及びもろみの製造場数		
区 分	製造場数	
	場	うち休場数
酒 母	-	-
も ろ み	15	10

(3) 販売業免許場数

区 分	本 年 度		未 販 売 場 数		(A) のうち	
	卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの		販 売 方 法 に 条件が付されて いないもの		1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 未 販売業者数
販 卸 売 業 に 法 限 る 条 件 が 付 き が れ て い な い も の 及 び の	全 類	場 23	場 155	場 178	場 10	者 58
	ビ ー ル	8	11	19	3	6
	洋 酒	3	10	13	-	3
	輸 入 酒 類	6	6	12	2	7
	清 酒 ・ み り ん	3	7	10	-	3
	合成清酒・しょうちゅう	-	-	-	-	-
	ビ ー ル	1	7	8	-	-
	洋 酒	-	1	1	-	-
	計	4	15	19	-	3
	そ の 他 の 酒 類	1	2	3	-	1
	合 計	45	199	244	15	78
	合 っ ち の 計	小売業者の共同購入機関	5	4	9	8
		卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-
		製造者の共同販売機関	2	-	2	2
販 の 条 件 が 付 さ れ て い る も の	一 般 の 付			5,100	98	3,434
	期 限 の 付			-	-	-
	特 殊 の 付			5	-	1
	計			5,105	98	3,435
	一 般 の 付			241	5	191
	期 限 の 付			-	-	-
	特 殊 の 付			36	-	28
	通信販売だけのもの			35	-	29
	薬用酒だけのもの			-	-	-
	計			312	5	248
媒 介 業	合 計			5,417	103	3,683
				14	1	3
代 理 業				-	-	-

調査時点：平成23年3月31日

用語の説明： 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することという。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することという。

なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。

3 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。

4 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

(4) 税務署別免許場数

税務署名	製										免										許										場										数										販 売 業 免 許 場 数				税務署名
	清 酒		合成清酒		連続式蒸留 しょうちゅう		単式蒸留 しょうちゅう		み り ん		ビ ー ル		果 実 酒		甘味果実酒		ウイスキー		ブランデー		原料用 アルコール		発泡酒		その他の醸造酒		スピリッツ		リキュール		粉末酒		雑酒		合 計		酒 類 卸 売 業		酒 類 小 売 業																
	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	免許 場数	製造 場数	販売場数	販売者数	販売場数	販売者数																	
富 山	8	8	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	2	1	2	-	1	-	1	-	-	-	8	1	7	-	7	-	6	-	-	-	7	-	51	10	30	9	614	382	富 山														
高 岡	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	5	1	4	-	4	-	-	-	4	-	28	7	19	9	597	395	高 岡															
魚 津	6	6	1	-	1	1	1	-	1	-	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	1	-	7	-	7	-	8	-	7	-	-	-	8	-	53	8	23	4	416	303	魚 津														
砺 波	7	7	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	2	1	2	-	1	-	-	-	1	-	4	1	4	-	5	-	5	1	-	-	5	-	39	10	10	4	278	201	砺 波														
富 山 県 計	26	26	2	-	2	1	3	-	1	-	6	2	5	2	5	-	2	-	1	-	2	-	23	2	23	1	24	-	22	1	-	-	24	-	171	35	82	26	1,905	1,281	富 山 県 計														
金 沢	5	5	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	4	-	3	-	4	-	-	-	3	-	24	5	42	10	770	472	金 沢															
七 尾	8	8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	-	11	4	7	-	10	-	-	-	10	-	53	12	30	2	328	264	七 尾															
小 松	9	9	-	-	-	-	1	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	9	-	9	-	9	-	9	-	-	-	9	-	56	10	24	6	394	248	小 松															
輪 島	12	11	1	-	1	-	1	1	-	-	1	1	2	2	1	-	-	-	-	-	1	-	13	-	13	-	14	-	13	1	-	-	14	-	87	16	20	4	270	234	輪 島														
松 任	8	8	-	-	-	-	2	1	-	-	2	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	7	-	10	2	10	-	10	1	-	-	8	-	59	13	10	2	244	120	松 任															
石 川 県 計	42	41	1	-	1	-	5	2	1	-	4	3	3	2	2	-	-	-	-	-	1	-	39	-	47	6	43	-	46	2	-	-	44	-	279	56	126	24	2,006	1,338	石 川 県 計														
福 井	16	16	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16	-	15	-	16	-	17	1	-	-	16	-	97	17	18	13	523	349	福 井															
敦 賀	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	1	4	1	3	-	5	1	-	-	4	-	25	7	3	2	181	135	敦 賀															
武 生	11	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	-	11	-	11	-	11	-	-	-	11	-	66	11	9	7	354	244	武 生															
小 浜	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	-	-	-	1	-	6	1	1	1	95	70	小 浜															
大 野	5	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	2	1	2	-	-	-	-	-	-	5	-	5	-	6	-	5	-	-	-	6	-	37	6	4	4	114	91	大 野															
三 国	4	4	-	-	-	-	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	3	-	3	-	3	-	4	-	-	-	3	-	23	4	1	1	239	175	三 国															
福 井 県 計	40	40	-	-	-	-	2	-	-	-	4	1	3	1	2	-	-	-	-	-	-	40	1	39	1	40	-	43	2	-	-	41	-	254	46	36	28	1,506	1,064	福 井 県 計															
総 計	108	107	3	-	3	1	10	2	2	-	14	6	11	5	9	-	2	-	1	-	3	-	102	3	109	8	107	-	111	5	-	-	109	-	704	137	244	78	5,417	3,683	總 計														

(注) 1 「(1)製造免許場数」及び「(3)販売業免許場数」の(注)に同じ。